

# 企業立地に係る奨励措置のご案内

《陸前高田市企業立地奨励条例》

岩手県陸前高田市

◎ 陸前高田市では、市内における企業の育成と新規立地を奨励し、産業振興と雇用拡大を図るために優遇措置を設けています。

各事業所におかれましては、事業展開の際にこの制度を利用されますようご案内いたします。

∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞ 奨励措置に関する Q & A ∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞

## Q 1 : どのような場合に奨励措置を受けられますか？

A 1 : 陸前高田市内に新たに工場等を立地する場合、または、既に立地している事業所が拡張などにより別に定められた金額以上の設備投資等を行った場合に対象となります。  
(以下「新設・増設」といいます。)

## Q 2 : 奨励措置にはどのようなものがありますか？

A 2 : 奨励措置には次の 4 点があります。それぞれの適用条件は Q 3、Q 4 をご覧ください。

- (1) 企業立地奨励金：立地から 5 年間、固定資産税相当額が交付されます。
- (2) 雇用奨励金：市内に住所を有する一定以上の人数を引き続き 1 年以上新規雇用した場合に、一人につき 30 万円が交付されます。
- (3) 利子補給金：金融機関等からの借入金利子に対して利子補給金が交付されます。
- (4) 立地促進補助金：一定の基準要件を満たした場合に、固定資産投資額の 10 分の 3 以内の額が交付されます。

## Q 3 : 対象となる業種にはどのようなものがありますか？

A 3 : 製造業、ソフトウェア業、道路旅客運送業、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業、自然科学研究所及び旅館、ホテルなどがありますが、第一に新設・増設に当たっての固定資産投資額が適用基準を満たしている必要があります。

| 適用基準 |                          |
|------|--------------------------|
| 新 設  | 固定資産投資額が 1, 500 万円以上     |
| 増 設  | 固定資産投資額の増加額が 1, 500 万円以上 |

※ 新設：市内に事業所を有しない者が市内に新たに事業所を設置すること  
増設：市内に事業所を有する者が当該事業所を拡張（設備投資を含む。）し、又は既存の事業所のほか、市内に新たに事業所を設置すること  
固定資産：土地、家屋、及び償却資産で、事業の用に直接供されるもの

## Q 4 : 立地奨励金等の交付要件はどのようになっていますか？

A 4 : 奨励金等の交付要件

- (1) まず、新設・増設時の固定資産投資額が Q 3 の適用基準を満たしている場合に、立地奨励金を交付します。（復興特区制度により減免を受ける場合）
- (2) 次に、新設・増設ともに、市内に住所を有する人を 3 人以上新規に雇用して、引き続き 1 年以上雇用した場合に一人につき 30 万円の雇用奨励金を交付します。  
※ 交付額は、立地 1 件につき 1,500 万円（50 人）が限度です。
- (3) (1) の「立地奨励金」の交付要件を満たしている企業で、新設・増設に当たり金融機関等から借入を行った場合に、利子補給金を 3 年間交付します。  
※ 利子補給金の額は、借入平均残高に年 3 % を乗じて得た額が限度で、利子補給金の対象となる借入金の額は 3 億円が限度です。
- (4) 立地促進補助金の交付要件は固定資産投資額及び新規に雇用する従業員数が次表の基準以上で、三日市工場適地、長部漁港水産加工団地又は小友浦地区等に立地する場合に交付します。なお、岩手県の企業立地促進奨励事業費補助金（以下「県補助金」といいます。）の承認の有無により限度額が異なります。

| 区分 | 基準                |                                                                                                                                               | 補助額                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|----|-------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|    | 固定資産投資額           | 新規雇用者                                                                                                                                         |                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| 新設 | 1,500 万円以上 1 億円未満 | 3 人以上                                                                                                                                         | 固定資産投資額の 10 分の 3 に相当する額以内の額で、以下の限度額とし、同一事業所に対し補助する額の通算限度額も同額とする。<br>1 岩手県の企業立地促進奨励事業費補助金（以下「県補助金」という）にかかる認定承認を受けた場合<br>(1) 新規雇用者数 30 人未満の場合 3 億円<br>(2) 新規雇用者数 30 人以上の場合 5 億円<br>2 県補助金にかかる認定承認を受けていない場合<br>(1) 新規雇用者数 30 人未満の場合 1 億 5 千万円<br>(2) 新規雇用者数 30 人以上の場合 3 億 5 千万円 |
|    | 1 億円以上            | 5 人以上                                                                                                                                         |                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| 増設 | 2,000 万円以上 1 億円未満 | 3 人以上であり、かつ、増設後の常用雇用者の数が 3 人以上増加すること。ただし、補助金の交付を受けた実績のある場合は、次に掲げる数を加えた数以上であること。<br>1 新設 補助金交付申請時における常用雇用者の数<br>2 増設 直近の補助金の交付により増加した後の常用雇用者の数 |                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|    | 1 億円以上            | 5 人以上であり、かつ、増設後の常用雇用者の数が 5 人以上増加すること。ただし、補助金の交付を受けた実績のある場合は、次に掲げる数を加えた数以上であること。<br>1 新設 補助金交付申請時における常用雇用者の数<br>2 増設 直近の補助金の交付により増加した後の常用雇用者の数 |                                                                                                                                                                                                                                                                              |

**Q5：奨励措置を受ける場合にはどのような手続きが必要なのですか？**

A5：奨励措置を受けようとするときは、工事に着手する 30 日前までに「認定企業者申請書」を提出し、後ほど奨励金等の申請手続きを取っていただくことになります。  
 申請期間は、それぞれの奨励金等により異なりますので、決められた様式により申請していただきます。

**Q6：そのほかに受けられる奨励措置等がありますか？**

A6：『陸前高田市企業立地奨励条例』による優遇措置は以上のとおりですが、そのほかにも事業主に対する支援がありますのでご案内いたします。

**(1) 『陸前高田市企業雇用拡大奨励金』**

市内に住所を有する新規学卒者を雇用した事業主に対して、一人あたり 10 万円を支給します。

支給要件は、市内に事務所・事業所がある事業主で、雇用保険に加入しており、新規学卒者を常勤雇用の労働者として 6 ヶ月以上雇用していることが必要です。

※ 新規学卒者とは、高等学校以上（専門学校含む）の学校を卒業後 1 年以内に市内事業所に就職した 30 歳未満の者で、採用日から 6 ヶ月以上市内に住所を有する者です。

**(2) 『陸前高田市中企業設備投資促進事業補助金』**

製造業等を営む中小企業者が、150 万円（消費税及び地方消費税を除く。）以上の機械・装置等を設置する場合に、10 分の 3 以内の額を補助します。

補助対象者は、市内に事業用施設を有し、市税等を滞納していない製造業等中小企業者で、補助対象は、当該年度において設置工事等に着手し、かつ、完了するものです。（同一の中小企業者につき 1,000 万円が限度額となります。）

∞∞∞∞∞∞ 奨励措置に関するお問い合わせ ∞∞∞∞∞∞

商工観光課商工ブランド係    Tel 0192-54-2111（内線 421・422）Fax 0192-54-3888